

# 川崎市木材利用促進事業事例届出制度実施要綱

令和5年12月7日

5川ま企第286号

局長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針第6に規定している、木材を利用している具体的な事例に関する情報の収集を目的として、必要な事項を定めるものとする。

## (届出対象者の要件)

第2条 木材を利用している具体的な事例について届出をすることが出来る者（以下「届出対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 川崎市内で木材を利用した取組を行っている者。
- (2) 川崎市内で木材利用を促進する取組を行っている者。

## (届出の方法)

第3条 木材を利用している具体的な事例について届出をする者（以下「届出者」という。）は、木材利用促進事業事例届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

## (届出事項の更新)

第4条 届出者は、届出書の記載事項に更新があった場合は、木材利用促進事

業事例更新届出書（第2号様式）を市長に提出することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。